

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 九州財務局長

【提出日】 2020年2月28日

【事業年度】 第46期（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

【会社名】 ソフトマックス株式会社

【英訳名】 S O F T M A X C O . , L T D

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 永里 義夫

【本店の所在の場所】 鹿児島県鹿児島市加治屋町12番11号

【電話番号】 099(226)1222(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部担当 濱平 耕一

【最寄りの連絡場所】 鹿児島県鹿児島市加治屋町12番11号

【電話番号】 099(226)1222(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部担当 濱平 耕一

【縦覧に供する場所】 ソフトマックス株式会社東京支店
(東京都品川区北品川四丁目7番35号)
ソフトマックス株式会社大阪支店
(大阪市淀川区西中島三丁目23番16号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2019年3月29日に提出いたしました第46期（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

5 役員の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

役員報酬等

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

5【役員の状況】

(訂正前)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
(省略)						
取締役		西蔭 美和	1971年7月4日生	1996年4月 東京女子医科大学病院 形成外科入局 1996年5月 医師免許取得 1997年10月 東京都立府中病院 形成外科 1998年4月 東京女子医科大学病院 麻酔科 2003年4月 総合病院国保旭中央病院 皮膚科 2008年11月 医療法人誠和会 西蔭メディカルクリニック 副院長(現任) 2018年6月 公益社団法人鹿児島市医師会 理事(現任) 2019年3月 当社 取締役(現任)	(注)4	2,000
(省略)						
計						481,400

(注) (省略)

(訂正後)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
(省略)						
取締役		西蔭 美和	1971年7月4日生	1996年4月 東京女子医科大学病院 形成外科入局 1996年5月 医師免許取得 1997年10月 東京都立府中病院 形成外科 1998年4月 東京女子医科大学病院 麻酔科 2003年4月 総合病院国保旭中央病院 皮膚科 2008年11月 医療法人誠和会 西蔭メディカルクリニック 副院長(現任) 2018年6月 公益社団法人鹿児島市医師会 理事(現任) 2019年3月 当社 取締役(現任)	(注)4	1,000
(省略)						
計						480,400

(注) (省略)

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

役員報酬等

(訂正前)

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	賞 与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	116,028	110,555	-	5,472	9名
監査役 (社外監査役を除く)	6,245	6,000	-	245	1名
社外取締役	1,200	1,200	-	-	1名
社外監査役	2,640	2,640	-	-	2名
合 計	126,113	120,395	-	5,717	13名

ロ 役員の報酬等の額または算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

役員の報酬については、株主総会の決議により、取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額（注）が決定されております。各取締役及び監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議、監査役については、監査役会の協議により決定されております。

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2006年3月20日開催の第32期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2003年3月7日開催の第30期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の総額及び対象となる役員の員数には、2017年12月31日付で退任した取締役1名分が含まれております。

(訂正後)

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	賞 与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	116,028	110,555	-	5,472	9名
監査役 (社外監査役を除く)	6,245	6,000	-	245	1名
社外取締役	1,200	1,200	-	-	1名
社外監査役	2,640	2,640	-	-	2名
合 計	126,113	120,395	-	5,717	13名

ロ 役員の報酬等の額または算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

役員の報酬については、株主総会の決議により、取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額（注）が決定されております。各取締役及び監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議、監査役については、監査役会の協議により決定されております。

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2006年3月30日開催の第33期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2003年3月7日開催の第30期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の総額及び対象となる役員の員数には、2017年12月31日付で退任した取締役1名分が含まれております。